

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

日本型CFCモデルチェックリスト (日本共通)		ルーブリック評価 (安平版)	R5-目標 (R4評価結果を踏まえて)	R5評価	評価の根拠	R6-目標 (R5評価結果を踏まえて)	備考 (困難な課題、計画や事業の 立案の必要性等)	R5事業実績 (産出：アウトプット)	R5事業実績 (WEBに公開される参考資料)
1. 子どもの参画 自分たちに影響を及ぼす問題への、子どもたちの積極的参画を推進すること。意思決定プロセスで子どもたちの意見に耳を傾け、それを考慮に入れること。									
1	行政活動全体にわたって、子どもの権利条約12条(子どもが意見を表す権利を持つこと)の原則が反映されるしくみがあるか？	行政活動全体にわたって、子どもの権利条約12条(子どもが意見を表す権利を持つこと)の原則が反映されるしくみがある。子どもが意見を表す権利を持つことについて行政活動や施策に関わる部署が理解し、より多くの場面で反映されるよう努力している。子どもが意見を表す権利を持つことについて行政活動や施策に関わる部署が理解し、より多くの場面で反映されるよう努力している。	R4児童アンケート実績 5分野より幅広い分野で実施する。	○	早来学園・追分中学校の授業において、行政への提言を多数いただいた。社会教育事業においては、日々子どもの意見に基づき実施されている。	◎の「行政活動全体」に少しでも近づこう、意見を聴く施策分野を広げたい。	庁内所管部署が直接関わらない分野における実施へのハードルが高く感じられると推測される。そのためには、総合計画等、全庁横断的計画等への共通理念として掲げられ、また、法的に仕組みが担保されることが必要と考え	・追分中学校3年生まちづくり提言 ・早来学園9年生まちづくり授業 ・社会教育事業全般	
2	保護者はじめ市民一般に子どもの意見の尊重の啓発活動が推進されているか？	市民一般に、子どもの意見の尊重が推進されている。○親に対して、子どもの意見の尊重について理解を深めるための活動が行われている。△市民、特に親に対して子どもの意見の尊重について理解を深めるための、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある。	CFCそのものや、これを土台とした学校再建・あびら教育プランなどの取り組みを通じて積極的情報発信に努める。	◎	広報紙、あびらチャンネル、ホームページやSNSによる情報発信に加え、各種研修等で啓発する機会をいただいた。また、当該年度は子どもたちが自らあびらチャンネルコンテンツ作りや町公式HPづくりなども積極的に行われた。	引き続き「市民一般」に対しCFCそのものや、これを土台とした地域学校協働活動・あびら教育プランなどの取り組みを通じて積極的に情報発信する。	・町広報紙 ・あびらチャンネル ・学園ホームページ運営 ・Facebook運用 ・各種会議・研修登壇	・あびらチャンネル https://www.youtube.com/channel/UCn5xJKPFmSvpSA9LGIjKAw ・学園HP https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/asobimanabi/gakko/1521 ・CFCページ https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/anshin-kosodate/cfc/	
3	子どもの意見の尊重、子ども主体目標は、福祉・教育をはじめ子どもに関わる分野における職員研修に組み込まれているか？	子どもの意見の尊重が全職員を対象とした研修に組み込まれている。○子どもの意見の尊重が福祉・教育・その他の分野における職員を対象とした研修に組み込まれている。△子どもの意見の尊重を職員研修に組み込むための、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある。	新規職員研修の継続実施	◎	新規採用職員のみならず、職員全体への研修も実施することができた。	機会をとらえた様々な研修機会の提供	・新規職員研修 1回 ・職員(全体)研修 2回 ・その他会内研修 多数		
4	行政施策において子どもに影響を与えるあらゆる事柄について、子どもたちは、自分たちに影響を与える事柄について、意味のある形でまた差別を受けることなく意見を聞かれているか？	子どもたちは、自分たちに影響を与えるあらゆる事柄について、意味のある形でまた差別を受けることなく意見を聞かれている。○子どもたちは、自分たちに影響を与える事柄の一部について、意味のある形でまた差別を受けることなく意見を聞かれる機会が確保されている。△子どもたちに対して、意見を聞くための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある。	更に多くの機会の確保の検討	○	「あらゆる事柄」とまでは言い切れないこと、また不登校児など置かれた状況下で意見表明しにくい方という意味での「差別」が解消しきれない。	・不登校児等への意見聴取機会の確保 ・町HPによる子ども向け「ていあんくん」の開設	機会の確保(受動的)から機会が公平に与えられる仕組み(能動的)への転換の必要性	・追分中学校3年生まちづくり提言 ・早来学園9年生まちづくり授業 ・社会教育事業全般	
5	特定の属性がある子どもたち(障がい、虐待、少年司法など)を対象とする議論をする際、当該属性がある子どもたちの意見を聴いたり、参画の機会が持たれているか？	特別な問題に関しては、当事者である子どもの意見を聞いている。○特別な問題に関しては、当事者である子どもの意見を聞く機会を増やそうとしている。△特別な問題に関しては、当事者である子どもの意見を聞くための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある。	体制だけを確保するのではなくアウトリーチできる体制へシフトする必要がある。	○	虐待対応部署等において、直接子どもとの面談等を実施できる体制を確保している。	「特定の属性」に「不登校の方」を含め、意見聴取を進める。	・SOSレター ・お悩みポスト ・いじめゼロ会議 ・子育て世代包括支援センター ・子ども家庭総合支援拠点		
6	赤ちゃんや幼い子どもの視点が考慮されるようにするための体制は整っているか？	乳幼児の視点から彼らに関わる子育てを支援する体制がとられている。○乳幼児の視点から彼らに関わる子育て支援を検討する機会を増やそうとしている。△乳幼児の視点から彼らに関わる子育て支援を検討するための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある。	「機会の確保(体制がある)」から「利用の促進(積極的に使われる)」へ進展させる必要がある。	◎	園・児童館・学校・子育て世代包括等既存の仕組みの中で整備されている。また、職員内部にも子どもに対する配慮が共有されている。	「機会の確保(体制がある)」から「利用の促進(積極的に使われる)」へ進展させるため、まなびおを活用した促進を図る。	・子育て世代包括支援センター ・子ども家庭総合支援拠点 ・こころ相談員 ・養育訪問支援事業 ・乳幼児全戸訪問事業 ・子ども発達支援センター ・子育て支援センター		
7	子どもたちには、自己に影響を与える行政上の手続において意見を聴かれる権利が認められているか？	子どもたちは自分たちに関わる行政上の手続(遊びや学びの機会への参加手続き等)について意見を述べる(主体的に参加することが出来る)。○子どもたちは自分たちに関わる行政上の手続への意見表明が可能なこと(遊びや学びの機会があること)を知っている(周知している)。△子どもたちは自分たちに関わる行政上の手続への意見表明ができるように、具体的な取り組みの計画に着手する意向がある。	遊びや学びの分野に限らず、行政上の手続全般へ取り組みを拡げる。	◎	遊びや学びの現場では、特に社会教育の場面において子どもの考えを尊重した事業を展開している。	遊びや学びの現場に限らず、あらゆる場面で意見を述べられるよう取り組みを拡げる。また学校教育場でもより意見できる場づくりを支援する。	動き方改革に逆行しないより効果的な学校教育現場への支援の提供	・社会教育事業全般 ・学校教育全般	
2. 子どもにやさしい法的枠組み すべての子どもの人権を一貫して促進・保護する条例、規則の枠組みおよび手続を確保すること。									
1	国レベルの法律が地方自治のレベルでどのようなものがどのように子どもに影響を与えているか、検討がなされているか？	国の法律に基づき策定・運用されるべき子どもにまつわる各種計画について、すべて策定・運用がなされている。△国の法律に基づき策定・運用されるべき子どもにまつわる各種計画について、策定・運用がなされていない部分がある。	子どもに関する必置計画の着実な策定・運用	◎	子どもにまつわる法定計画は、すべて策定・運用開始済みである。	子ども基本法で規定される市町村子ども計画を策定し、子どもを包括的に支援する計画を策定する。	子どもに関する努力義務の計画の把握と策定に向けた検討の必要性と、子ども基本法との整合性確認	・子ども・子育て支援事業計画 ・生涯学習計画(教育大綱) ・しょうがい児福祉計画 ・次世代育成支援対策行動計画 ・健康あびら21	・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku
2	地方自治体は、その管理下にある条例等において子どもの人権が尊重されているか検証しているか？	子どもの人権を尊重するために十分な仕組みがある。○子どもの人権を尊重するための仕組みがある。△子どもの人権を尊重する仕組みについて検討する意向がある。	関係条例において子どもへフォーカスする仕組みの検討	○	まちづくり基本条例等において、明確に「子ども」と表現されていないが、広く住民からの意見募集等について規定される。町民自治推進委員会にてその点が継続的に議論されたことは、大きな進展と言える。	「十分な仕組み」に向けて、継続して検討を進める。関係条例において子どもへフォーカスする仕組みの検討 ・安平町子ども教育環境条例(仮称)の制定に向けた調査検討	・まちづくり基本条例 ・町民自治推進委員会	・町民自治推進委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/chomin-sankaku/23	

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

日本型CFCモデルチェックリスト (日本共通)		ルーブリック評価 (安平版)	R5-目標 (R4評価結果を踏まえて)	R5評価	評価の根拠	R6-目標 (R5評価結果を踏まえて)	備考 (困難な課題、計画や事業の立案の必要性等)	R5事業実績 (産出：アウトプット)	R5事業実績 (WEBに公開される参考資料)
3	□ これらの見直しにあたって第三者が参加したか？ また、子どもたちの相談および子どもたちの参加があったか？	◎子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて子どもの相談や参画の仕組みがある ○子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて市民一般の相談や参画の仕組みがある △子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて一部の子どもや市民一般の相談や参画の仕組みがある	「子ども」の参画により一層フォーカスする。	○	まちづくり基本条例により、特定の議員や各種委員以外の広く市民一般に参画の機会が担保されている。	「充分な仕組み」に向けて、継続して検討を進める。 ・関係条例において子どもへフォーカスする仕組みの検討 ・安平町子ども教育環境条例（仮称）の制定に向けた調査検討	「子ども」の参画により一層フォーカスする。	・まちづくり基本条例 ・町民自治推進委員会	・町民自治推進委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/chomin-sankaku/23
4	□ とりわけ、子どもたちに影響を及ぼす条例等には、子どもの権利条約の4つの一般原則が適切な形で反映されているか？ - いかなる理由による差別もなく、一人ひとりの子どもにすべての人権が認められていること（適切な差別禁止条例施行と、不利な場面に置かれた子どもたちを対象とする積極的差別是正措置） - 子どもに関わるすべての行動において子どもの最善の利益が第一義的に考慮されること - 生命ならびに最大限の生存・発達に対する権利 - 子どもの意見の尊重（子どもに影響を及ぼすいかなる行政上・司法上の手続において意見を聴かれる権利を含む）	◎法的枠組みにおいては子どもの権利条約の4つの一般原則が反映されている ○子どもの権利条約の4つの一般原則の反映された法的枠組みの制定について検討を始めようとしている △法的枠組みはないが、子どもの権利条約の4つの一般原則の反映される法的枠組みを遵守している。	4つの一般原則が反映される条例や計画等の制定について調査・検討を開始する。	○	R5-7実施計画において、安平町子ども教育環境条例（仮称）に関する予算が採択され調査研究が始まっている。	安平町子ども教育環境条例（仮称）において反映されるよう引き続き調査・検討を進める。	まちづくり基本条例の改正や町長公約新条例制定、子ども・子育て支援事業計画や生涯学習計画等CFCを盛り込む既存計画への反映検討	・安平町子どもの教育環境条例（仮称）の制定に向けた予算確保（R6-8実施計画採択） ・調査研究事業への着手	・町民自治推進委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/chomin-sankaku/23
5	□ 困難な状況に置かれた子どもたちを含む子どもたちが、権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続ができるようにするための見直しは行われたか？	◎特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続が確立している ○特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続が検討されている △特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続を検討する意向がある	人権擁護委員協議会とより強い連携を図る。	◎	国が各自自治体で設置する人権擁護委員の枠組みが活用できる。 地方法務局との部分連携も可能	より子どもにフォーカスした仕組みづくりを安平町子ども教育環境条例（仮称）調査研究の中で検討する。	権利救済制度の組成		
3. 子どもの人権を保障する施策 子どもにやさしいまちづくりのための詳細かつ包括的な戦略ないし項目を、条例にもとづいて策定すること。									
1	□ 地方自治体は、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略（構想または計画や施策、以降「戦略」とする）を策定しているか？	◎子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略（構想または計画や施策、以降「戦略」とする）を策定している ○子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略について検討を始めようとしている △子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略について検討する意向はある	総合計画をはじめとしたあらゆる戦略における実現を目指す。	◎	子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策行動計画、生涯学習計画（教育大綱）において実現している。	子ども基本法で規定される市町村子ども計画を策定し、CFCをより意識した計画を策定する。	所管部署のみならず、全庁横断的共通の取り組みとして発展させることが難関	・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援対策行動計画 ・生涯学習計画（教育大綱）	・基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku
2	□ その戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGO、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議が行われたか？	◎戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGOやNPO、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議が行われている ○戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGOやNPO、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議について検討を始めようとしている △戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGOやNPO、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議について検討する意向はある	これまでは、子どもに関する幅広い方々の協議が中心であったため、より幅を広げる。	◎	各種計画の策定にあたっては、まちづくり基本条例に基づき幅広い協議（パブリックコメントやワークショップ等複数の実施）を行うことができた。	子どもから高齢者までの多世代、町内活動団体などから、これまで以上に幅広い協議を行っている。	どういったシチュエーションや仕組みで子ども等と協議・意見交換するか細部の検討を要する。	・まちづくり基本条例	・パブリックコメント https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/public
3	□ その戦略は子どもの権利条約全体を基盤としているか？すなわち、経済・社会・文化面、および政治面で子ども自身に影響を与えることに一市民として権利が保障されているか？	◎戦略は、子どもの権利条約の一般原則を基盤とし、その旨を明文化している ○戦略は、子どもの権利条約の一般原則を基盤としている △戦略は、子どもの権利条約全体を基盤とするための検討又はその意向がある	次の計画を中心に明文化へ向けた検討・働きかけ ・基本構想/総合計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援対策行動計画 ・生涯学習計画（教育大綱）	○	戦略において基盤とするが明文化はされていない。	次の計画を中心に明文化へ向けた検討・働きかけ ・基本構想/総合計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援対策行動計画 ・生涯学習計画（教育大綱）	各戦略の策定及び改正のタイミングを見計らって明文化の検討・働きかけを要する。		・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku
4	□ その戦略は、社会的に排除されたり、隣に追いやられた子どもたちを特に注意を払いつつ、安平町のすべての子どもを対象としているか？	◎戦略は、社会的に排除されたり、隣に追いやられた子どもたちに特に注意を払いつつ、安平町のすべての子どもを対象とするよう検討を始めようとしている △戦略は、社会的に排除されたり、隣に追いやられた子どもたちに特に注意を払いつつ、安平町のすべての子どもを対象とするための検討の意向がある	各機関（各健診・子ども園・学校・民協等）連携、アウトリーチ等での事業展開も含めた予防の強化に向けて検討	◎	障がい等の発達的課題を有する児童や、被害児等々の最善の利益を確保するため右記事業を活用して早期発見・早期着手を心掛けている。	各機関（各健診・子ども園・学校・民協等）連携、アウトリーチ等での事業展開も含めた予防の強化に向けて検討		・子育て世代包括支援センター ・子ども家庭総合支援拠点 ・こころの相談員 ・養育訪問支援事業 ・乳幼児全戸訪問事業 ・子ども発達支援センター ・子育て支援センター	
5	□ その戦略はその策定過程において、重要な施策として位置付けがなされているか？たとえば、計画は市長や地方議会によって推進されているか？	◎現に重要施策として位置づけられ認識されている。 ○重要施策として位置づけられるべく準備が進められている。 △重要施策と位置付けるための検討の意向がある。	維持継続	◎	基本構想・総合計画の中で「子育て・教育」が当時の最重要課題であると議会-首長間で位置付けられ、確認されている。	維持継続		・基本構想/総合計画	・基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku ・未来創生委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku/second-
6	□ その戦略は、優先的に扱われ、地方公共団体の基本構想・基本計画と整合性が図られているか？	◎戦略は、町の基本構想・基本計画と整合性が図られている ○戦略は、町の基本構想・基本計画と整合性を高めるための検討を始めようとしている △戦略は、町の基本構想・基本計画と整合性を高めるための検討をする意向はある	維持継続	◎	基本構想・総合計画の中で「子育て・教育」が当時の最重要課題であると議会-首長間で位置付けられ、確認されている。	維持継続		・基本構想/総合計画	・基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku ・未来創生委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku/second-

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

日本型CFCモデルチェックリスト (日本共通)		ルーブリック評価 (安平版)	R5-目標 (R4評価結果を踏まえて)	R5評価	評価の根拠	R6-目標 (R5評価結果を踏まえて)	備考 (困難な課題、計画や事業の立案の必要性等)	R5事業実績 (産出：アウトプット)	R5事業実績 (WEBに公開される参考資料)
7	□ 戦略には、自治体の子どもの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれているか？	◎戦略には、安平町の子どもの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれている ○戦略には、安平町の子どもの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれるよう検討を始めるようとしている △戦略には、安平町の子どもの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれるよう検討する意向はある	維持継続	◎	総合計画及び子ども・子育て支援事業計画等において具体的に定められている。	維持継続		・基本構想/総合計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・生涯学習計画（教育大綱）	・基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku
8	□ 戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられているか？	◎戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられている ○戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられるよう検討を始めるようとしている △戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられるよう検討する意向はある	維持継続	◎	上記計画に明確に規定され、実行されている。	維持継続		・基本構想/総合計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・生涯学習計画（教育大綱）	・基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku
9	□ 戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通して、また子どもたち自身とその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らされているか？	◎戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通して、また子どもたち自身とその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らせるための検討を始めるようとしている ○戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通して、また子どもたち自身とその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らせるための検討を始めるようとしている △戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通して、また子どもたち自身とその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らせるための検討する意向はある	維持継続	◎	作成過程についてはまちづくり基本条例に基づき明確に規定され、パブリックコメント等の関係等が実施されている。また策定後は町の各種広報媒体を活用し周知を図っている。	維持継続	戦略等を「知らせる」ことはしているが、実際に皆が「知っている」ものにするための仕掛けの検討	・まちづくり基本条例	・パブリックコメント https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/public
4. 子どもの人権部門または調整機構 子どもの視点が優先的に考慮されるようにするための恒久的体制を地方自治体のなかで発展させていくこと。									
1	□ 地方自治体内には、次のことを担当する部署がないし調整機構がはっきりわかる形式で存在するか？ - 子どもにやさしいまちの推進 - 子どもに影響を及ぼす政策の調整 - 子ども戦略の企画およびフォローアップ	◎子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署がある ○子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署の設置の検討を始めるようとしている △子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署の設置の検討する意向はある	維持継続	◎	教育委員会事務局学校教育グループがワンストップ窓口となっている。	維持継続			・CFCページ https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/anshin-kosodate/cfci
2	□ その部署は首長直轄の権限行使が可能か？	◎部署は首長直轄の権限行使が可能 ○部署は首長直轄の権限行使の検討を始めるようとしている △部署は首長直轄の権限行使を検討する意向はある	維持継続	◎	町長部局と引続き強度な連携を図りながら本事業を展開させる。	維持継続	町長部局と引続き強度な連携を図りながら本事業を展開させる。		
3	□ その部署には、子どもたちとの直接の意見交換の場が開かれ、その部署自身の活動および自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重されるようになっているか？	◎部署では、子どもたちとの直接の意見を聞くことが保たれ、その部署自身の活動のみならず他の部局にわたって子どもたちの意見が尊重されている ○部署では、子どもたちとの直接の意見を聞くことが保たれ、その部署自身の活動について子どもたちの意見が尊重されている △部署では、子どもたちとの直接の意見を聞くことが保たれ、その部署自身の活動および自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重される仕組みを検討する意向がある	維持継続	○	担当部局である教育委員会 で実施されている。	維持継続	他所部署のみならず、全庁横断的な取組みの必要性		
5. 子どもへの影響評価 条例・規則・政策・実務が子どもたちに与える影響を、事前に、実施中および実施後に評価するための制度的プロセスを確保すること。									
1	□ 新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般的に及ぼす影響が考慮されるための手続があるか？	◎ 新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般的に及ぼす影響が考慮されるための手続がある ○ 新しい条例・規則・政策の立案時又は実施過程において、子どもたち全般的に及ぼす影響が考慮されるための手続がある △ 新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般的に及ぼす影響が考慮されるための手続について検討又はその意向がある	維持継続	◎	子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策行動計画においてニーズ調査、総合計画及びしょうがい児福祉計画においては関係団体からのヒアリング等を実施している。また、まちづくり基本条例に基づき幅広く意見募集を行いアセスメントが行われている。なお、交通安全の分野では、国・北海道・警察等多機関連携による評価が実施されている。	維持継続	子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援対策行動計画 ・しょうがい児福祉計画 ・交通安全プログラム	・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援対策行動計画 ・しょうがい児福祉計画 ・基本構想/総合計画 ・まちづくり基本条例 ・交通安全プログラム	・基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/35/16792
2	□ 子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階で実施されているか？	◎子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階で実施されている ○子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階での実施が一部で行われている △子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階での実施について検討又はその意向がある	維持継続	○	上記において、早期に行われるものと直前に行われることがある。	維持継続	早期に実施されるための制度改正が必要なものもある。	・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援対策行動計画 ・しょうがい児福祉計画 ・基本構想/総合計画 ・交通安全プログラム ・まちづくり基本条例 ・交通安全プログラム	・基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku ・各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku ・交通安全プログラム https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/35/16792

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

日本型CFCモデルチェックリスト (日本共通)		ルーブリック評価 (安平版)	R5-目標 (R4評価結果を踏まえて)	R5評価	評価の根拠	R6-目標 (R5評価結果を踏まえて)	備考 (困難な課題、計画や事業の立案の必要性等)	R5事業実績 (産出：アウトプット)	R5事業実績 (WEBに公開される参考資料)
3	□ 自治体による施策の実施が及ぼす子どもたちへの影響について、定期的に評価されているか？	◎毎年評価されている。 ○複数年度単位で評価されている。 △評価しているが、不定期又は終了時のみ評価されている。	まずは定められた時期に確実に評価を行う。	◎	未来創生委員会において、毎年評価している。	まずは定められた時期に確実に評価を行う。	毎年評価されるものを増やすことができるか、実現可能性の検討が必要	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援対策行動計画 しょうがい児福祉計画 基本構想/総合計画 まちづくり基本条例 交通安全プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku 未来創生委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku/second-plan/35 各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku 交通安全プログラム https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/35/16792
4	□ これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、不利な立場に置かれた集団や社会の隅に追いやられた集団をきき出すすべての子どもたちの状況が考慮されているか？	◎これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況が考慮されている ○これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況が考慮される仕組みについて検討を始めている △これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況が考慮される仕組みについて検討する意向はある	維持継続	◎	子どものおかれた状況に応じて差別することはない。	維持継続		<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援対策行動計画 しょうがい児福祉計画 基本構想/総合計画 まちづくり基本条例 交通安全プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku 各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku 交通安全プログラム https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/35/16792
5	□ これらのプロセスに子どもたちが参加しているか？	◎これらのプロセスに子どもたちが参加している ○これらのプロセスに子どもたちが参加する仕組みについて検討を始めている △これらのプロセスに子どもたちが参加する仕組みについて検討する意向がある	関係部局で引き続き検討を重ねる。なお、交通安全プログラムについては、子どもたちの直接的参加を模索する。	○	町民自治推進委員会にて検討がなされている。	安平町子どもの教育環境条例（仮称）において担保されるよう調査・検討を進める。	子どもの直接参加の範囲と機会の検討	町民自治推進委員会	町民自治推進委員会 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/chomin-sankaku/23
6	□ これに加えて、事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価は設けられているか？	◎事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価は設けられている ○事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価を行なう仕組みについて検討を始めている △事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価を行なう仕組みについて検討する意向はある	維持継続	◎	職員以外のステークホルダーに評価される仕組み（委員会・審議会等）が設けられている。交通安全プログラムにおいては、相当幅広い機関の視点で評価が実施される。	維持継続	より「子ども」にフォーカスを置くことができる仕組みの検討	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援対策行動計画 しょうがい児福祉計画 基本構想/総合計画 交通安全プログラム まちづくり基本条例 交通安全プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想/総合計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/sogo-keikaku 各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku 交通安全プログラム https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/35/16792
6. 子どもに関する予算 子どもための十分な資源配分と予算分析を確保すること。									
1	□ 地方自治体は、資源配分が自治体レベルで行なわれているサービスについて、自分の自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価することができるか？	◎ マチの子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価することができる ○ マチの子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価の仕組みについて検討を始めている △ マチの子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価の仕組みについて検討する意向はある	継続検討	◎	地方自治体行政の民主的プロセスにおいて予算/決算が審査に付され、承認されている。	継続検討	究極的には直接子どもたちが参画するプロセスが必要		
2	□ 自治体予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている割合を明らかにできるような十分な分析の対象とされているか？	◎町予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている内容を明らかにしている ○町予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている内容を明らかにする仕組みについて検討を始めている △町予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている内容を明らかにする仕組みについて検討する意向がある	継続検討	◎	広報（ホームページを含む）を通して広く町民一般へ明らかにしている。	継続検討	「明らかにする」ことはしているが、実際に皆が「知っている」ものにするための仕掛けの検討	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙 ホームページ 	<ul style="list-style-type: none"> 公開情報 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/data
3	□ 地方自治体の予算策定プロセスは透明か？ ○町予算策定プロセスの透明化又は予算の使途の子どもたちへの十分な説明について子どもたちにも十分な説明がされているか？	◎町予算策定プロセスは透明で予算の使途について子どもたちにも十分な説明がされている ○町予算策定プロセスの透明化又は予算の使途の子どもたちへの十分な説明のいずれかが未確立であるため、検討を始めている △町予算策定プロセスの透明化又は予算の使途の子どもたちへの十分な説明のいずれかについて検討する意向がある	より子ども目線での説明内容を検討	○	「わかりやすい予算書」の作成や概要の広報掲載を行っている。	より子ども目線での説明内容を検討	予算策定プロセスについて、どこまで開示されるべきかの程度の問題	わかりやすい予算書	
4	□ 地方行政において子どもたちにどのぐらいの資源が振り分けられているかを示す「子ども向けの予算」が作成・広められているか？	◎町行政において子どもたちにどのぐらいの資源が振り分けられているかを示す「子ども向けの予算」が作成・広められている ○町行政において子どもたちにどのぐらいの資源が振り分けられているかを示す「子ども向けの予算」について検討を始めている △町行政において子どもたちにどのぐらいの資源が振り分けられているかを示す「子ども向けの予算」について検討する意向がある	「わかりやすい予算書」をより子ども目線にすることで改善する余地があるか検討	△	子どもに特化したものは存在しない。	「わかりやすい予算書」をより子ども目線にすることで改善する余地があるか検討	子どもに特化したものの実現可能性		
7. 子ども報告書の定期的発行 子どもたちおよび子どもの権利の状況に関する十分なモニタリングとデータ収集を確保すること。									
1	□ 子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、自治体で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集されているか？	◎ 子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、安平町で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集されている ○ 子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、安平町で暮らす子どもたちについての統計的その他の情報が収集されているが、情報の種類を増やす余地がある △ 子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、安平町で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集する仕組みについて検討又はその意向がある	児童調査の頻度の検討	◎	次期子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策行動計画の策定時において、直接児童へのアンケート調査が実施されることとなった。	次期子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策行動計画を含めた市町村子ども計画の策定に当たって、直接児童へのアンケート調査を実施する。	毎年継続して実施できるか/する必要はあるか検討		

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

日本型CFCモデルチェックリスト (日本共通)		ルーブリック評価 (安平版)	R5-目標 (R4評価結果を踏まえて)	R5評価	評価の根拠	R6-目標 (R5評価結果を踏まえて)	備考 (困難な課題、計画や事業の 立案の必要性等)	R5事業実績 (産出：アウトプット)	R5事業実績 (WEBに公開される参考資料)
2	□ 「自治体子ども報告書」が存在するか？	◎ 「安平町子ども報告書」が存在する ○ 「安平町子ども報告書」について検討を始めようとしている △ 「安平町子ども報告書」について検討する意向がある	上記の実施が成されれば、 運動して実施する。	◎	上記結果のフィードバック をR5で実施した。	上記計画策定時の調査が実 施されれば、運動して実施 する。	子ども・子育て支援事業計 画及び次世代育成支援対策 行動計画に本子ども報告書 の要素を追加できないか検 討		
3	□ 子ども報告書が存在するとはば— - 出生時から18歳までの子どもに関する統計 データが収集・公表されているか？ - 特定の配慮や支援を要する子どもたちに対 し、十分な情報が提供されているか？ - 子ども報告書は、以下の人々にとってアクセ スしやすい形で公表・普及されているか？ 【主要な政策立案者】 - 子どもたちとして子どもとともに/子どもの ために働いている人々 - 子ども報告書では、利用可能な統計・情報の 欠陥（欠けている所）が明らかにされている か？ - 子ども報告書は、政策立案の参考にするため に効果的に活用されているか？	◎ 出生時から18歳までの子どもに関する統計データの収集・公 表、特別なニーズのある子どもたちに対し十分な情報が提供、子 どもや子どものために働く人々への情報提供、不足情報の公表、政策 立案への活用がされている ○ 出生時から18歳までの子どもに関する統計データの収集・公 表、特別なニーズのある子ども たちに対し十分な情報が提供、子どもや子どものために働く人々 への情報提供、不足情報の公表、政策立案への活用のうち、半分に 着手している △ 出生時から18歳までの子どもに関する統計データの収集・公 表、特別なニーズのある子どもたちに対し十分な情報が提供、子 どもや子どものために働く人々への情報提供、不足情報の公表、政策 立案への活用のうち、ひとつは着手している	上記児童調査に合わせ、そ の頻度と範囲について検討	○	子ども・子育て支援事業計 画及び次世代育成支援対策 行動計画の中間見直しにお いて、情報収集がなされた が、特別なニーズに特化し た部分はない。	上記児童調査に合わせ、そ の頻度と範囲について検討	上記2項目に関連し、恒常 的な仕組みとするか検討		
8. 子どもの人権の広報 おとなおよび子どもの間で子どもの人権に関する認識が定着するようにすること。									
1	□ 自治体では、子どもやおとなの間で子ども の人権についての知識と尊重を確保するための 戦略が策定されているか？	◎ 戦略が策定されている ○ 戦略の策定の検討を始めようとしている △ 戦略の策定をする意向がある	維持継続	◎	主に右記計画において整理 される。	市町村こども計画の策定に おいて検討する。	より人権（子どもの権利） に特化した戦略の必要性検 討	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計 画 生涯学習計画 しょうがい児福祉計画 次世代育成支援対策行動計 画 	<ul style="list-style-type: none"> 各種計画 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku
2	□ 自治体の管理職を含む主要な職員は子ども の人権に関する研修を受けているか？ 子ども に関する部署以外も「こども主体目録」につ いての理解が深まっているか？	◎ 「こども主体目録」についての理解が深まっている ○ 「こども主体目録」についての理解を深めようとしている △ 「こども主体目録」についての深めようとする意向がある	管理職に特化した研修方法 の研究	○	広く職員全般に対する研修 としたため、管理職に特化 したものは実施しなかつ た。	管理職に特化した研修方法 の研究	管理職にとって適切な研修 プログラムの提供	<ul style="list-style-type: none"> 新規職員研修 政策課題自主研修 学園見学研修 オンライン研修 CFC研修等各種資料の共有 	<ul style="list-style-type: none"> 新規職員研修 https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/64/16354 政策課題自主研修 https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/64/16483
3	□ 人権および子どもの権利条約についての教 育は、学校のカリキュラムに組み込まれてい るか？	◎ 学校のカリキュラムに組み込まれている ○ 学校のカリキュラムに組み込むことについて検討を始めよう としている △ 学校のカリキュラムに組み込むことについて検討する意向はあ る	学校現場において子どもの 権利に特化したものの導入 について検討	◎	早来学園の「総合的な学習 の時間」において組み込ま れた。	学校現場において子どもの 権利に特化したものの導入 について検討（特に追分地 区学校）	学校との緊密な連携	早来学園における総合的な学 習の時間におけるあひら教育 プラン教育課程支援事業	
4	□ 子どもとともに/子どものために働く者 を対象とした初任者・現職者研修に、子ども の人権に関する教育と子どもの人権の促進が 含まれているか？	◎ 初任者・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人 権の促進が含まれている ○ 初任者又は現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの 人権の促進が含まれている △ 初任者・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの 人権の促進について検討又はその意向がある	より多様に参加しやすい研 修の検討	◎	含まれている。	現状維持	担当者のスキル向上	<ul style="list-style-type: none"> 新規職員研修 政策課題自主研修 学園見学研修 オンライン研修 CFC研修等各種資料の共有 	<ul style="list-style-type: none"> 新規職員研修 https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/64/16354 政策課題自主研修 https://www.town.abira.lg.jp/oshirase/64/16483
5	□ おとなや子どもの間で子どもの権利がどの 程度知られているかについて、定期的な評価 が行われているか？	◎ 定期的に評価することができている ○ 定期的に評価する仕組みについて検討を始めようとしている △ 定期的に評価する仕組みについて検討する意向がある	定期的な実施の検討	◎	子ども・子育て支援事業計 画及び次世代育成支援対策 行動計画の策定時及び中間 見直し時に実施されてい る。	現状維持	定期的をどの程度と捉える か（スパンを縮めるか）検 討		
9. 子どものための独立したアドボカシー 子どもの人権を促進するため、NPO等の支援、独立の人権機関 ～ 子どもオンブズマンや子どもコミッショナー ～ の設置を進めること。									
1	□ 地方自治体は、幅広く適切な範囲のNP O、企業等とのパートナーシップを発展させ てきたか？	◎ 安平町では、新たなNPO、企業等とのパートナーシップを拡げ ることができた ○ 安平町では、従前から結ばれるNPO、企業等とのパートナ ーシップを深めている △ 安平町では、適切なNPO、企業等とのパートナーシップにつ いて検討又はその意向がある	関係のある法人等を増やし ていく。	○	増やすことはできなかつ た。	関係のある法人等を増やし ていく。	幅広く法人等から理解を得 ること。	<ul style="list-style-type: none"> 三菱マテリアル株式会社様 学校法人リズム学園様 NPO法人遊び場ネットワ ーク様 社会福祉法人追分福祉会様 遊び場oh!探検隊様 株式会社FoundingBase様 NPO法人ボラーナ様 	
2	□ NPO等には、管理的ではない適切な支援 と、意思決定に影響を及ぼせるような機会が 与えられているか？	◎ NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を 及ぼせるような機会が与えられている ○ NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を 及ぼせるような機会について検討を始めようとしている △ NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を 及ぼせるような機会について検討する意向がある	適切なパートナーシップの 維持継続	◎	右記事業を実施する法人の 主体性に一定程度委ねた形 で事業展開している。	適切なパートナーシップの 維持継続		<ul style="list-style-type: none"> 放課後子ども教室 https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/s-guide/social/1368 あひら教育プラン https://www.wantedly.com/companies/company_8584358/post_articles/250569 サバイバルキャンプ https://www.town.abira.lg.jp/kosodate/s-guide/social/1369 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども園との木育事業 放課後児童健全育成事業 放課後子ども教室 あひら教育プラン サバイバルキャンプ事業
3	□ 子ども・若者主導のNPO等が奨励支援され ているか？	◎ 子ども・若者主導のNPO等が奨励支援されている ○ 子ども・若者主導のNPO等が奨励支援方法はある △ 子ども・若者主導のNPO等が奨励支援方法について検討又はそ の意向がある	維持継続	◎	右記事業により、金銭的支 援をする仕組みがあり、実 際に利用する団体がある。 また、一部団体には、地域 おこし協力隊との連携もみ られる。	維持継続	より子ども・若者支援に特 化していく仕組みの検討	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり事業支援交付金 地域おこし協力隊制度 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり事業支援交付金 https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/chomin-sankaku/22 地域おこし協力隊制度 https://www.town.abira.lg.jp/chikishinko/chikiokoshi

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

日本型CFCモデルチェックリスト (日本共通)		ルーブリック評価 (安平版)	R5-目標 (R4評価結果を踏まえて)	R5評価	評価の根拠	R6-目標 (R5評価結果を踏まえて)	備考 (困難な課題、計画や事業の 立案の必要性等)	R5事業実績 (産出：アウトプット)	R5事業実績 (WEBに公開される参考資料)
4	□ 地方自治体は、子どものための自律的な人権機関——子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー——を設置し、またはその設置を働きかけてきたか？ ○ 地方自治体は、子どものための自律的な人権機関——子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー——を設置し、またはその設置を働きかけてきたか？ △ 地方自治体は、子どものための自律的な人権機関——子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー——を設置の意向がある	◎ 地方自治体は、子どものための自律的な人権機関——子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー——を設置し、またはその設置を働きかけてきた ○ 地方自治体は、子どものための自律的な人権機関——子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー——を設置の意向がある	当該機関の機能等の理解から始める。	—	現状存在しない。	当該機関の機能等の理解から始める。	子ども基本法との整合性や、実際の必要性から検討		

10. 当該自治体にとって特有の項目

日本型CFCモデルを推進する地方自治体が独自の判断で取り組む項目

安平町にとって特有の項目

『学校現場におけるCRE導入と、子どもの権利条例の制定』

1	□ 町立学校の教職員の子どもの権利に関する理解が進んだか？	◎ 理解を促進する自主的な活動が行われた ○ 理解を促進する機会を設けて実施した △ 理解を促進するための方策を検討した	理解を促進するための学校現場での研修の実施	◎	両地区中学校過程において、子どもの権利を踏まえたまちづくり授業が行われた。	各授業の継続支援	究極的には保護者を含む地域の大人へ展開	・ 追分中学校3年生まちづくり提言 ・ 早来学園9年生まちづくり授業	
2	□ 町立学校の児童生徒の子どもの権利に関する理解が進んだか？	◎ 理解を促進する自主的な活動が行われた ○ 理解を促進する機会を設けて実施した △ 理解を促進するための方策を検討した	理解を促進するための校内活動の実施	◎	ルールメイキングプロジェクトや校則改定委員会を通じた自主的な活動が展開された。	ルールメイキングプロジェクトや校則改定委員会への継続支援		・ ルールメイキングプロジェクト ・ 校則改定委員会	
3	□ 町立学校にCRE (Child Rights Education) が導入されたか？	◎ 他のクラスにも導入された／見込みが立った ○ 特定のクラスに導入された／見込みが立った △ 導入するための協議を開始した	早来学園1クラスへの導入に道筋を付ける。	◎	当初想定した学級目標づくりでない上記展開が発生した。	上記2項目に同じ	既存事業の応用発展	上記2項目に同じ	
4	□ 町長公約にある子どもの権利に関する条例制定が実現できたか？	◎ 制定された／見込みが立った ○ 制定に向けた具体的な作業に着手した。 △ 制定に向けて、調査・研究が開始された。	制定に向けた調査研究に着手する。	◎	ロードマップを定めた。	ロードマップに基づく調査研究の継続	とりわけ意見表明権と遊ぶ権利の発展	・ ロードマップ制定 ・ 実施計画採択	
5	□ 条例制定に子どもの意見が反映されているか？	◎ あらゆる部分で子どもの意見を取り入れ進められている ○ 一部子どもの意見を取り入れ進められている △ 子ども立場を想像して進められている／進められる予定である	調査研究の中で、どのように取り入れていくか検討する。	○	上記ロードマップに基づき、進められている。	同上	条例制定後も意見表明権を確保する仕組みが必要	同上	

集計	該当数	割合	割合2
◎	34	68.00%	96.00%
○	14	28.00%	
△	1	2.00%	4.00%
—	1	2.00%	
計	50	100.00%	100.00%